

議第98号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月24日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 7京都市住宅審議会の項を次のように改める。

京都市住宅審議会	市営住宅の管理、民間住宅の利用及び活用その他の市民の住生活の安定及び向上に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2	年
京都市桃陵市営住宅団地再生事業検討委員会	桃陵市営住宅に係る団地の再生を図るための事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	2	年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として京都市桃陵市営住宅団地再生事業検討委員会を設置する必要があるので提案する。